

マニュアル生命  
投資型商品  
カスタマーセンター  
0120-925-008

マイページ  
mypage.manulife.co.jp

ご契約内容のお知らせ

年1回、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にお知らせします。

9:00~17:00  
土日祝・12/31~1/3は  
休業とさせていただきます。

- ご契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率、年金額算出率、「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 年金の一括支払のお申込み
- 住所・電話番号等の変更等、各種手続き
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



- 契約通貨
- ご契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)

ご契約のしおり/約款

設計書

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニュアル生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニュアル生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュアル生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。募集人の権限等の確認は、マニュアル生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

公的年金制度  
(老齢年金制度)  
のご案内

公的年金制度に加入している方は、一定の年齢になった場合に、老齢年金を受取れます。将来受取り可能な年金の見込み額を把握したうえで、不足する資金を計画的に準備しましょう。



生命保険協会ホームページ お客さま向けご案内チラシ  
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>

マニュアル生命保険株式会社

投資型商品カスタマーセンター 0120-925-008

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

●担当は

# パワー・カレンシー

2025年4月版

確定・終身年金タイプ

マニュアル生命の外貨建定額個人年金保険 | Power Currency

”米ドル建”か”豪ドル建”か  
あなたなら、どちらを選びますか？

## 商品パンフレット

外貨建定額個人年金保険

この商品はマニュアル生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、元本割れすることがあります。

- 解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。
- 契約通貨建で最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建では元本割れする可能性があります。

# 大切に築いてきた資産だからこそ その一部を「外貨建」に。

資産はひとつの種類だけではなく  
さまざまな資産に分散して持つことが  
資産運用の重要なポイントです。  
だからこそ、大切に築いてこられた資産の一部を  
「外貨建」にしてみませんか。  
外貨建の資産運用には、さまざまな魅力があります。

■家計部門における外貨建資産の推移(1980年~2023年)



## 外貨建運用の 魅力 1

### アメリカもオーストラリアも、日本と比べて 高い金利水準が維持されています。

日本では長期にわたって低金利が続いていますが、  
アメリカやオーストラリアでは、まだまだ魅力的な金利水準が保たれています。

■日本・アメリカ・オーストラリアの長期金利の推移(2015年1月~2024年12月)



## 外貨建運用の 魅力 2

### 外国為替市場の動向によっては 為替差益を享受できることがあります。

外貨建資産を円換算したときの価値は外国為替市場の動向に左右されます。  
据置期間中に為替相場が「円安」に振れた場合、運用成果に加えて、  
為替差益が得られることもあります。※円高の場合、為替差損を被ることもあります。

■過去10年の米ドル・豪ドルの為替レート推移(2015年1月初~2024年12月末)



### 【ご注意】外貨建定期個人年金保険「パワー・カレンシー」のリスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払いいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額および終身年金の年金の一括支払による支払金額を計算する際にご契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、**「解約返戻金額\*」または「年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額\*」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**  
\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

# 1 目標設定プラン

## 「円建」で目標額を設定、目標額に到達したら自動的に確保するプランです。

※このプランは、主契約に「円建年金移行特約」を付加したお取り扱いです。

外貨建定額個人年金保険  
**パワー・カレンシー**  
確定・終身年金タイプ  
マンユライフ生命の外貨建定額個人年金保険 | Power Currency

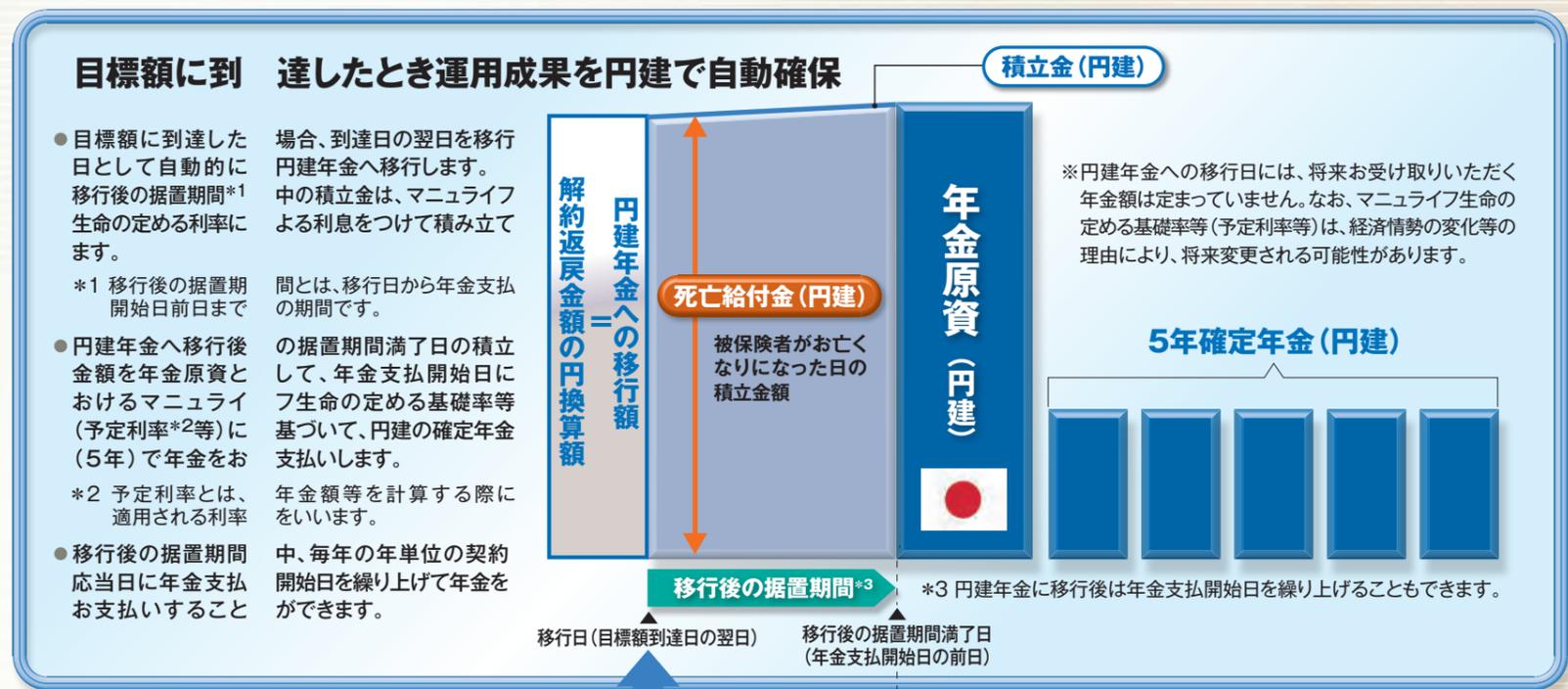
「外貨建」で運用

お払い込みいただいた一時払保険料を、据置期間中「米ドル建」または「豪ドル建」で運用し、据置期間満了後に運用の結果を年金(5年確定年金)でお受け取りいただけます。

「円建」で目標設定

ご契約時に円建の目標額を設定いただき、ご契約日の1年経過後から解約返戻金の円換算額が目標に到達したとき、円建年金へ自動的に移行します。

●ご契約日の1年経過後から目標額への到達を毎日判定します。判定は、マンユライフ生命の指定する金融機関の営業日に行います。



〈イメージ図〉

### 円建で目標額を設定

●ご契約時につきのいずれかの目標値を選択し、円建で目標額を設定できます。

目標値 **120%** **130%** **140%** **150%**

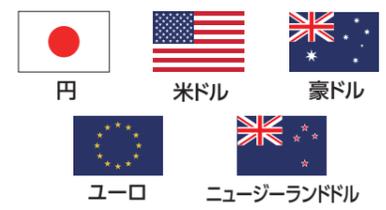
目標額 = 円換算一時払保険料\* × 目標値

\*円換算一時払保険料は、保険料の払込通貨で払い込まれた金額(保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合は一時払保険料)に、マンユライフ生命が受領した日におけるマンユライフ生命の定める為替レートを乗じて円換算した金額です。なお、保険料の払込通貨が円の場合は、お払い込みいただいた金額になります。

●目標額は据置期間中に変更することもできます。  
※円建年金への移行日以後は、目標額の変更はできません。また、変更する目標額は、変更時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。

### 保険料の払込通貨

5種類の通貨からいずれかを選択し入金できます

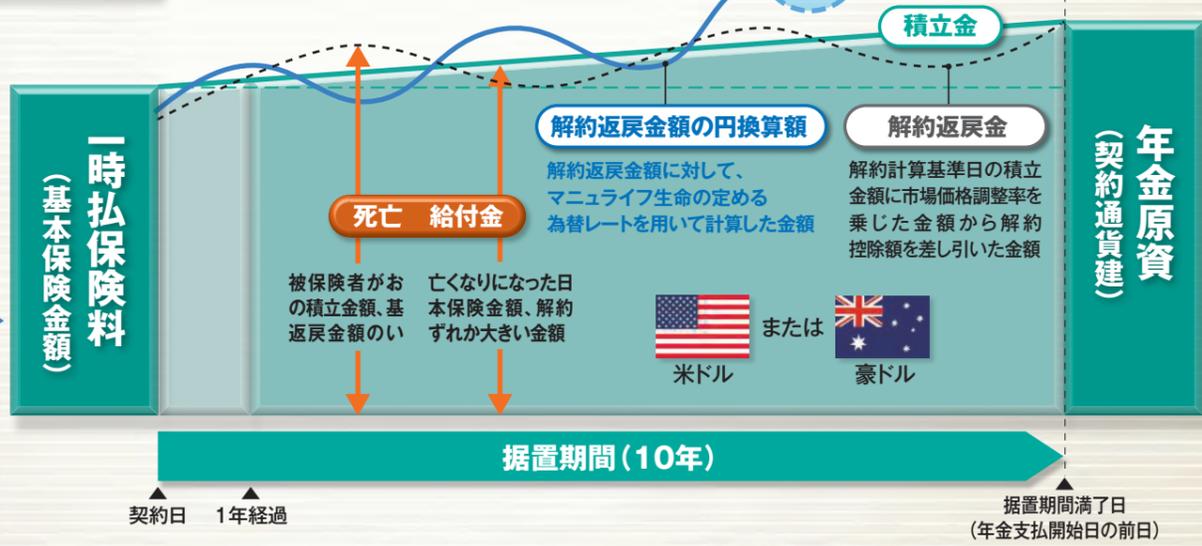


### 契約通貨の選択

契約通貨として、「米ドル」または「豪ドル」のいずれかをお選びいただけます。

円建の目標額

目標に到達したら円建年金に移行



目標額に到達しなかった場合、ご契約時に確定した年金原資をもとに年金をお支払いします。

5年確定年金(契約通貨建)  
※据置期間満了日の積立金額を年金原資として、その年金原資に、ご契約日に設定された年金額算出率を乗じた金額を年金額とします。

「円支払特約A型」を付加していただくと、年金、死亡給付金、解約返戻金等を円でお支払いすることができます。

※ご契約日から1年以内は、解約返戻金の円換算額が目標に到達しても、円建年金に移行しません。

※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであり、上図に表示の基本保険金額・積立金・解約返戻金・死亡給付金は、契約通貨建となります。  
※この商品パンフレットでは、「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「据置期間付円建年金」を「円建年金」と表記しています。  
※具体的な数値等については、「設計書」をご覧ください。

# 2 終身年金プラン

ご契約日の2カ月経過後から、一生にわたって年金をお受け取りいただけるプランです。

※このプランは、主契約に「年金支払総額保証付終身年金特約」および「即時払年金特約」を付加したお取り扱いです。

外貨建定額個人年金保険  
**パワー・カレンシー**  
確定・終身年金タイプ  
マニライフ生命の外貨建定額個人年金保険 | Power Currency

## 一生の 外貨建年金

お払い込みいただいた一時払保険料を年金原資として、ご契約日の2カ月経過後から「米ドル建」または「豪ドル建」の年金を一生にお受け取りいただけます。年金額は一生変わりません。

※ご契約日を年金支払開始日として、その日を含めて2カ月経過した日の翌日に第1回の年金をお支払いします。また、第2回以降の年金のお支払いは、毎年の契約応当日になります。

$$\text{年金額} = \text{年金原資} \times \text{年金額算出率}^*$$

\*年金額算出率は、積立利率等に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)に設定され、ご契約日に定められた年金額算出率が適用されます(ご契約日に定められた年金額算出率が変更されることはありません)。契約通貨や被保険者の性別、年金支払開始年齢、年金支払総額保証割合に応じて異なります。

### 円でお受け取りについて

「円支払特約A型」を付加していただくと、年金を円でお受け取りいただくことができます。

ご注意

公的介護保険制度における要介護2または要介護3の状態に該当していると認定されている被保険者(契約年齢:55歳~80歳)がお申し込みをご検討される場合に、ご確認ください。

積立利率・(介護)年金支払総額保証割合等が同一条件の場合、終身年金プランの年金額以上に介護年金額を受け取ることができる「パワー・カレンシー(介護保障タイプ)の即時払プラン」にお申し込みいただけます。

100%・  
110%・130%  
保証

被保険者に万一のことがあった場合でも、年金の合計額が年金原資の100%・110%・130%相当額に達するまで、年金のお支払いを継続します。

◎ご契約時に、保証金額を計算するための年金支払総額保証割合を100%・110%・130%のいずれかから選択いただけます。

※年金の合計額として保証金額(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額)を保証します。保証金額が、ご契約時に選択いただいた年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%を下回ることはありません。※ご契約後に年金支払総額保証割合を変更することはできません。

$$\text{保証金額} = \text{年金額} \times \{ \text{年金支払総額保証割合} (100\% \cdot 110\% \cdot 130\%) \div \text{年金額算出率} \}$$

※「年金支払総額保証割合(100%・110%・130%)÷年金額算出率」は、年金の合計額が保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数第1位以下を切り上げます。

ご注意

- 年金の合計額として年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%を最低保証するのは、保証金額に到達するまで年金をお支払いした場合です。年金の一括支払を行った場合、年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の合計額は、契約通貨建で最低保証されています。そのため、年金の支払総額を円に換算した場合、為替レートによっては保証金額の円換算額や、お払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。
- 外貨でお支払いする年金に源泉徴収税額が発生する場合、その税額を年金額から差し引くため、終身年金でお受け取りになる年金の合計額が年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%を下回ることがあります。

〈イメージ図〉

### 保険料の払込通貨

5種類の通貨からいずれかを選択し入金できます

- 円
- 米ドル
- 豪ドル
- ユーロ
- ニュージーランドドル



### 契約通貨の選択

契約通貨として、「米ドル」または「豪ドル」のいずれかをお選びいただけます。



例 65歳男性 各契約通貨の積立利率が、米ドル:年2.89%/豪ドル:年3.32%の場合  
年金は契約通貨建\*でお支払いします。

年金支払総額保証割合	米ドル			豪ドル		
	100%	110%	130%	100%	110%	130%
年金額	一時払保険料の 5.59%	一時払保険料の 5.40%	一時払保険料の 5.05%	一時払保険料の 5.91%	一時払保険料の 5.79%	一時払保険料の 5.45%
年金の合計額が保証金額に達するまでの年数	18年	21年	26年	17年	19年	24年

契約日(年金支払開始日) ※年金はご契約日の2カ月後からお受け取りいただけます。

※上図はイメージ図であり、将来の年金等を保証するものではありません。  
※この商品パンフレットでは、「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「年金支払総額保証付終身年金」を「終身年金」と表記しています。  
※具体的な数値等については、「設計書」をご覧ください。

\*特約を付加することで、円でお受け取りいただくこともできます。

一生にわたってお受け取り  
(\*契約通貨建)

## 死亡保障

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いします。

	支払事由発生時期	支払金額	受取人
目標設定プラン	据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額・解約返戻金額・基本保険金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
	移行後の据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額	
終身年金プラン	終身年金プランの場合は、ご契約日が年金支払開始日となるため、死亡給付金のお取り扱いはありません。		

※この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合、一時金のお取り扱いはなく、確定年金は年金支払期間が満了するまで、終身年金は支払事由の生じた年金の合計額が保証金額に達するまで、年金受取人に年金を継続してお支払いします。  
年金受取人が被保険者の場合は、その相続人（後継年金受取人を指定している場合は後継年金受取人）に年金をお支払いします。

## 市場価格調整率

この保険は、解約・一部解約および年金の一括支払の際に市場価格調整率を適用します。  
市場価格調整率とは、運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額や年金の一括支払による支払金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨および据置期間に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{ご契約日における市場価格調整用利率}^*1}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日}^*2 \text{における市場価格調整用利率}^*3 + \text{会社の定める調整率}^*4 \right) \frac{\text{残存月数}^*5}{12}$$

\*1 ご契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。  
\*2 市場価格調整率計算基準日は、お取り扱いにより以下ようになります。

	市場価格調整率計算基準日
解約返戻金	解約計算基準日または一部解約計算基準日
年金の一括支払	年金の一括支払の請求書類をマニュアル生命が受け付けた日（書類の提出以外の方法（マニュアル生命の定める方法に限る）により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日）

\*3 市場価格調整率計算基準日をご契約日として、このご契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値  
\*4 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニュアル生命が定めた率です。  
\*5 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。詳細については「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」および「ご契約のしおり／約款」でご確認ください。

ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に反映させるため、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額は増減することがあります。具体的には、解約時の市場価格調整用利率または年金の一括支払時の市場価格調整用利率がご契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額は減少することがあります。

## 指定代理請求人／後継年金受取人

### 【指定代理請求人について】

・年金受取人が被保険者の場合、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。  
※契約者が法人の場合、指定代理請求人を指定できません。  
・年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

### 【後継年金受取人について】

・契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。

## 解約

年金支払開始日前に限り、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日\*1の積立金額（一部解約の場合、減額された積立金額、以下同じ）に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{解約計算基準日} \cdot \text{一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{解約計算基準日} \cdot \text{一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{解約控除率}^*2 \end{aligned}$$

\*1 解約計算基準日・一部解約計算基準日は、マニュアル生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日です。（書類の提出以外の方法（マニュアル生命の定める方法に限る）により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日）  
\*2 解約控除率についての詳細は下表をご覧ください。  
※一部解約後の基本保険金額が契約通貨ごとの積立金額を下回る場合、一部解約をお取り扱いできません。  
米ドル:20,000米ドル／豪ドル:20,000豪ドル  
※移行後の据置期間中に解約・一部解約した場合、解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額をお支払いします（市場価格調整および解約控除は適用されません）。ただし、一部解約後の積立金額が50万円を下回る場合、一部解約のお取り扱いはできません。  
※終身年金プランの場合は、ご契約日が年金支払開始日となるため、解約・一部解約のお取り扱いはありません。

### ご注意

ご契約を解約した場合、市場価格調整が適用されるため、解約返戻金額は増減することがあります。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、解約返戻金額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。  
\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

■解約控除率 解約・一部解約および終身年金の年金の一括支払の際に適用されます。

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
目標設定プラン	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	—
終身年金プラン	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

\* 1年以内とは、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

## 年金の一括支払

年金支払開始日以後に、将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金（終身年金の場合は支払保証部分\*）の一括支払を請求することができます。年金の一括支払による支払金額は、年金の種類に応じて下表のようになります。

\* 支払保証部分とは、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち年金支払日が未到来の年金のことをいいます。

年金の種類	年金の一括支払による支払金額
<b>円建 確定年金（5年）</b>	<b>年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価</b> （市場価格調整および解約控除は適用されません）
<b>契約通貨建 確定年金（5年）</b>	<b>年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価 × 市場価格調整率</b> （解約控除は適用されません）
<b>契約通貨建 終身年金</b>	<b>支払保証部分の現価 × 市場価格調整率 - 解約控除額</b> 解約控除額 = 支払保証部分の現価 × 解約控除率

※終身年金プランで年金の一括支払を行い、支払保証部分の最後の年金支払日後の年金支払日に被保険者が生存されている場合は、継続して年金をお支払いします。なお、年金の一括支払を行った後に被保険者がお亡くなりになった場合は、ご契約は消滅します。

### ご注意

● 終身年金プランの場合、年金の一括支払は、ご契約日から2ヵ月以内はお取り扱いできません。  
● 年金の一括支払を行った場合、市場価格調整が適用されるため、年金の一括支払による支払金額は増減することがあります。また、終身年金の場合、支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。  
\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

**年金の一括支払の具体例については、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」に記載してありますので、あわせてご覧ください。**

## 各種お取り扱いについて

最高保険料	契約通貨	米ドル	豪ドル			
	最高保険料	5億円相当額*				
保険料の払込通貨	*同一被保険者で、マニュアル生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約のご契約日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。 *契約通貨を重複して選択することはできません。また、ご契約後に契約通貨を変更することはできません。 *同一の契約通貨における年金支払総額保証付終身年金特約の年金額等を通算し、同一被保険者について、年金額が300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。					
	お払い込みいただく保険料の最低額および単位は払込通貨に応じてつぎのとおりです。					
	保険料の払込通貨	円	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	ユーロ
	最低額	500万円	40,000米ドル	40,000豪ドル	40,000ニュージーランドドル	40,000ユーロ
	取扱単位	10,000円	100米ドル	100豪ドル	100ニュージーランドドル	100ユーロ
	*保険料の払込通貨を重複して選択することはできません。 *保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、お払い込みいただいた保険料相当額をマニュアル生命の定める為替レートを用いて契約通貨建の保険料を計算します。また、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は、米ドルのときは1米ドル、豪ドルのときは1豪ドルとなります。 *なお、上記にかかわらず、契約通貨建の一時払保険料に換算して20,000米ドルまたは20,000豪ドルを下回ることはできません。					
据置期間	目標設定プラン：10年 終身年金プラン：0年					
被保険者の契約年齢 (満年齢)	目標設定プラン：0歳～80歳 終身年金プラン：55歳～85歳					
円建年金に移行した場合の支払限度	マニュアル生命の定める個人年金保険契約を通算し、同一の被保険者について年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。また、年金額が5万円未満の場合、年金での支払いは行わず、移行後の据置期間満了日の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。					
告知について	告知していただく事項はありません。					
保険料の払込方法	一時払のみ *「マニュアル生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しています。					
保障の責任開始日	マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(ご契約日)とします。					
年金受取人	契約者または被保険者 *終身年金プランを選択した場合、お申し込みの際の年金受取人は契約者に限ります。					
契約者配当金	配当金はありません。					
クーリング・オフ	この保険は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。					
円支払特約A型	年金・死亡給付金・解約返戻金等を、マニュアル生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際は死亡給付金受取人)のお申し出により、付加または解約することができます。					

\*ご契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨、年金の種類または年金支払開始年齢によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

ご注意

お申し込みからご契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。

## この保険にかかる費用

### ■保険関係費

保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

### ■解約・一部解約時および終身年金の年金の一括支払時にご負担いただく費用

解約・一部解約時にご契約日からの経過年数等に応じてご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて <b>7.0%~2.5%</b> の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日に、解約に相当する部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

終身年金の年金の一括支払時にご契約日からの経過年数等に応じてご負担いただきます。  
なお、契約通貨建の確定年金の年金の一括支払時にご負担いただく費用はありません。

項目	費用	
解約控除	支払保証部分*の現価に、経過年数に応じて <b>7.0%~2.5%</b> の解約控除率を乗じた金額	年金の一括支払の請求書類をマニュアル生命が受け付けた日に、支払保証部分*の現価に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

\*支払保証部分とは、「被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち、年金支払日が未到来の年金」のことをいいます。  
\*解約控除に関するくわしい内容については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」および「ご契約のしおり/約款」に記載してありますのでご覧ください。  
\*円建年金への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。  
\*円建年金への移行後の解約・一部解約時および円建の確定年金の年金の一括支払時に解約控除のご負担はありません。

### ■円建年金への移行後の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に <b>0.4%</b> を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

### ■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際に、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リファイティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの①~④の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、⑤の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ④「円建年金移行特約」を付加し、円建年金への移行に際して解約返戻金額を円に換算する場合
- ⑤「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

\*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
③ 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「円建年金移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM - 50銭	
⑤ 「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

\*2025年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。